平成２３年（フ）第１６０４号
愛知県愛西市大野町山1706番地91
債務者　鈴木　雅子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上松健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５号
静岡県駿東郡小山町竹之下3171番地
債務者　岩田　祐輔
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩　哲行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５２号
秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀回字下岩本101番地25
債務者　鈴木　和則
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１３５２号
愛知県小牧市市之久田１丁目144番地
債務者　西鶴　義一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１４９号
大阪市東淀川区菅原２丁目３番21号、事業所所在地大阪市東淀川区豊里１―11―10
債務者　松岡塗装こと　松岡　　悟
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８６５号
大阪市東淀川区西淡路５丁目13番４―110号
債務者　葛野　敏治
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７２号
大阪府八尾市山本町南８丁目３番６―305号
債務者　松田みちよ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５０号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目13番13号リバーサイドヴィラ301号
債務者　西村　純一
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９５５号
大阪市浪速区敷津西１丁目９番33―605号
債務者　勝谷健こと　劉　　鉱健
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９６８号
大阪市淀川区木川東４丁目７番23―519号
債務者　重田千津江
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７８号
大阪府箕面市箕面６丁目10番19―305号
債務者　田中　正和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００５号
大阪市大正区三軒家西１丁目９番28号
債務者　春田　隆志
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４０号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目１番15号
債務者　金　　炫于
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５８号
大阪市淀川区野中北１丁目10番４号
債務者　北川まち子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１０号
大阪府池田市綾羽１丁目２番10号
債務者　前田　充丈
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６６号
大阪府東大阪市西岩田２丁目７番25―813号
債務者　原　栄美子（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６７号
大阪市平野区瓜破２丁目１番65―502号　ミタカホーム８番館
債務者　神保美樹子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部